



有道会綱領

- 一、宗憲の精神に則り、愛宗護法、両大本山、特に祖山護持の道念にもとづき、宗団の和合と興隆に尽瘁する。
- 二、広く宗門人の与望に応え、宗政の刷新、進展に邁進する。
- 三、常に本宗の使命達成のため、その発揚具現に挺身する。

有道

2022.8 NO.103

発行 東京都港区西麻布2-21-22
大本山永平寺東京別院
同心閣内 有道会 〒106-0031
(題字・大本山永平寺八十世
南澤道人大禅師猗下 御染筆)
発行人 釜田隆文

第百三十九回通常宗議会の報告と所見



有道会会長

釜田 隆文

一日迄会期五日間の日程で決算議会が開催されました。

今次宗議会は、鬼生田総長任期四年の最後の決算宗議会でありました。

総長が就任以来掲げている「竿頭の先に未来をひらく」をスローガンとして、就任より進めて来た「組織機構改革」が専門部会で色々と検討され、四百頁に及ぶ曹洞宗宗憲・規則・規程中一部変更案が上程され、非常に重い宗議会となりました。

又、今次宗議会の総長答弁の中で特に私が総長時に提案致しました僧堂改革に関しましては、現在教学部に於いて専門僧堂・専門尼僧堂に特殊

安居の通年開催を求めることを検討して準備を進めているとの事でありました。更に現行堂則をより明確化した堂則のひな型を準備すべく精査を重ねているとの事でありました。

全ての専門僧堂及び専門尼僧堂に対する堂則の説明と共に、一つでも多くの僧堂に特殊安居の通年開設を得られるよう日々準備を重ねているとの事でもあります。

有道会が予てより政策専門部会に於いて、最重要研究テーマとしている過疎問題であります。この問題は各宗派に於いても重要課題と致しております。

他宗派に先駆けこの問題を提議したにもかかわらず、新型コロナウイルスの蔓延により対面での専門部会を開催する事が出来ず、止む無く

WEB会議等による部会を行いました。通信による会議では、十分な議論を交わすことが出来ませんでした。その為今年度も過疎を基本テーマとして研究を重ねて戴くことと致しました。

○宗団機構では「過疎地寺院、困窮寺院が存続できる方途」自助、共助、公助」○教学人権では「過疎地における寺院維持、宗侶資格、教師資格について」

○教化施策では「時代に即応した教化施策」過疎問題を踏まえて」これらが有道会三政策専門部会の検討主題であります。

コロナ禍の影響も相俟って年々厳しい状況下にある宗教界であります。有道会議員三十六名一丸となって、十月後半からは有道会が首班とな

り宗門を進めて行くこととなりますので、有道会の三政策専門部会での討議をはじめ全国有道会諸老師の力強い後押しをお願い申し上げます。

日に日に暑さの増す中、諸事ご多端と存じますが各位のご健勝を心より祈念致しますと共に、今後共ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



開会式

管長就任式法語

越峻濱峯聳日東

齊知兩祖一家風

即今承継宗門管

全拳身心貫始終

恭惟此日曹洞宗管長就任式之令辰

謹而一炷心香焚宝炉

奉修行如在懇懃法儀

這裡照鑑不味底如何弁異同

嘖

梅天瑞氣絶辺際

佛日現前活路通

伏惟 尚饗

第百三十九回通常宗議会

宗門規制荷双肩

披瀝胸肝道念堅

兩祖親臨宗議會

安心護法世相傳

恭惟此日第百三十九回通常宗議会開催之

令辰特莊嚴道場集宗議會議員耆宿

謹焚一炷香 嚴修如在 慈麼法筵

奉供養 大恩教主本師釈迦牟尼佛

冀議員同志工夫一弁

說破内外疑团底消息

如何涉言詮

嘖 梅子熟時千古妙

縱横文彩轉新鮮

伏惟 慈悲容納

教示

本日、ここに第百三十九回曹洞宗通常宗議会の開会に際し、議員各位と一堂に相会し、恭しく一仏兩祖の真前に詣り、正法の興隆を願い、宗風の発揚について商議し得ますことは、誠に欣幸の至りでございます。

惟えば、近時の世相の混乱は、愈々その深刻さを増しております。殊更、ウクライナ情勢に思いを馳せるに、ともすれば、四衆の恒心が卒爾として失われる危惧の念を抱きます。

斯様な時こそ両祖の慈訓にならい、等しく万人化導のため、仏法の恩沢を八荒に廻らすことが、私

たちに課せられた責務でございます。

かくして、今次宗議会において、宗勢の振興に資するため、令和三年度歳入歳出決算案並びに曹洞宗諸規程の改定等の案件が、当局より上程されます。

議員各位におかれましては、一味同心、和衷協同の上、慎重審議を尽くしてその任を果たされますよう、切に望む次第でございます。

令和四年六月二十七日

曹洞宗管長 石附周行



【第三百二十九回曹洞宗通常宗議会・総長演説抜粋】
宗務総長 鬼生田俊英

宗制調査室について

特別委員会で継続中の曹洞宗宗憲、宗教法人曹洞宗規則の変更に伴い、関連する規程及び細則を上程している。大部の構成となっており、審議承認の程お願いしたい。

なお、宗制調査室は、令和四年度末で業務終了、関係規程を廃止する予定である。そのため、来年初の宗議会への提案手続きが宗制調査室の最終の事務となる。必然的に次期内局にも継承することになるので、了承いただきたい。

檀信徒会館決算について

総売上高は三億三千二百二十六万七千三百二十九円で、経常損失は二億六千八百九十九万四千六百四円である。

これから法人税等を差し引いた税引後の純損失は、二億六千九百二万五千四百六十四円である。

したがって、平成十一年十月の

檀信徒会館発足以来、積み上げてきた現在の剰余金は九億五千五百十八万九千五百八十二円である。新型コロナウイルスの流行は、檀信徒会館の決算額にも大きな影響を与えているが、無借金経営を続けている。

宗務及び実務に関する説明書

掲載順は『曹洞宗宗制』に準拠

総務部関係

二年間不開催の宗門護持会評議員会は、四月二十七日、二十八日に檀信徒会館で開催した。
三月十六日、福島県沖を震源と

的としている。

また、オンラインを含む研修会の開催方法や講師派遣は、引き続き当該宗務所と連携を図り、柔軟に対応していきたい。なお、個人での振返り学習や、不参加者の補足学習に資する目的で、『曹洞禅ネット』寺院専用サイト上に模擬講義を収録した動画を掲載している。

昨年度は、家族通信教育研修会はすべてオンライン開催とし、宗門関係学校教職員研修会、寺院中央集会は中止とした。今年度は、開催方法を検討中である。

総研について、未来創生研究部門は、方針の「寺院の持続的な維持・進展」に関する研究として、「過疎問題対策」「災害支援」「自死問題」を中心に調査研究を進めてきた。全体の動向として、コロナの状況により、概ね「上半期は文献資料の渉猟、下半期は実地活動」の内容で一致している。

教学部関係

本年十月一日より、再認可の専門僧堂・専門尼僧堂がスタートするが、新堂則（案）の検討を行っている。早い機会に僧堂実務担当者会議を招集、堂則（案）を含め、事務説明を行いたい。

曹洞宗研究員は制度見直しを視野に入れた具体的検討を進めるため、昨年度は新規募集を休止、今年度も行わない。また、曹洞宗育英会は貸付による奨学金制度見直しのため、今年度は新規奨学生の新規募集を行わない。

今年度の現職研修会及び家族研修会研修テーマは『曹洞宗における信心に関する諸問題―多様な宗教情勢に惑わされないために―』で、ともに同一テーマとし、二年

財政部関係

ソートビル運用計画の立案に向けた、資金積立計画の現況について、この二年間で、六億八千万

円を積み立て、令和四年度末時点で二十八億八千万円となっている。今後も三億円の積み立てを継続した場合、ソートビルが竣工から五十年を迎える令和六年には、三十七億八千万円となる予定である。

令和四年三月下旬に財産処分等の手続未了寺院に対して照会状を送付した。これまでに、財産処分以外の理由（所有者が変わらない分筆や錯誤等）で未承認の場合

は、資源台帳の訂正を行い、未承認を解消している。また、寺有地を処分した事実が確認できた場合は、速やかに財産処分承認申請等の手続きをお願いしている。その結果、四月一日から五月三十一日までの財産処分承認申請書の収受件数は、前年度に比して一・五六倍で、財産処分未承認の状態も順次解消している。

教化部関係

今年度は、特派布教師の渡辺祥文師に「令和四年度管長告諭について、布教化方針について」と題し、駒沢女子大学学長の安藤嘉則先生には「宗門の葬祭儀礼を考

える―通夜の意義と遺教経」と題し、講演動画を『曹洞禅ネット』寺院専用サイトに掲載しているほか、各教化センター、各宗務所へDVDを配布した。

今年度の特派布教巡回は中止、代替として、昨年度に続き法話動画を作成『曹洞禅ネット』で配信予定である。また、昨年度と同様に管長宛下に告諭をお示しいただいた動画を同様に配信している。

伝道部詠道課関係

梅花流創立七十周年記念表彰式は、五月十七日、表彰者の代表のみを檀信徒会館に招き開催した。清興では平林龍（バリトン歌手）

に掲載している。

本年、北アメリカ国際布教百周年にあたり、両大本山北米別院禪宗寺で慶讃法要と授戒会を予定していたが、慶讃法要は来年五月二十八日に延期、授戒会は従来どおり実施予定である。

北アメリカ国際布教総監部では、現地外国人僧侶が中心に運営する「北アメリカ曹洞宗」の創設を目的として、ロードマップを作成している。曹洞宗国際センターは、二〇一八年にカリフォルニア州サンマテオ市に移転、その事業促進の一端を担っていたが、コロナ禍で成果が見えなかった。また、百周年記念事業で、現地の各禅セン

ターとの連携の必要性から、同センターをサンフランシスコの桑港寺に移転することとした。

庁内SDGs推進委員会から、ジェンダー平等の取り組みの一つとして、「平等に活躍できる環境整備について提案と要望」の提出があった。これを受け、当局で宗務庁内の女性職員が活躍できる機会拡大と、尼僧の積極的雇用が促進するよう施策を検討してまいりたい。

出版部関係

また、当委員会の運営は、今年度は、本委員会と三グループに分け、「性別にかかわらず活躍できる環境整備」「誰もが安心してお寺に行ける環境の整備」「寺院が具体的に取り組めるSDGsの活動の提案」について協議を行い、取り組みを宗内に周知させ、菩薩行の実践に結び付けていくことを目標としたい。

人事部関係

本年四月九日に挙行予定の大山總持寺独住第二十五世・江川辰

氏と北野里沙（ソプラノ歌手）氏による梅花流二部合唱が披露され、新たに編曲された梅花流詠讃歌は大好評を得た。新しい試みとなる梅花流二部合唱が広まる事を期待している。

令和五年度の梅花流全国奉詠大会は、「東京ガーデンシアター」で開催予定である。

檀信徒の負担軽減、梅花流活性化を図るために、権正教導、権中教導、権大教導の検定廃止の変更案を、梅花流全国奉詠大会を隔年開催に変更する変更案を上程している。

過疎地寺院振興対策室関係

本年四月より教区長協力のもと、無住職寺院の実態調査を行っており、調査結果を集計、本年の秋頃には『曹洞宗報』で公表予定である。また、要望のあった寺院の合併・解散に関するマニュアルが完成した。作成主旨は、地域の負担となつている不活動寺院対策の一助のためで、宗門が合併解散を推進するものではない。

令和三年度決算について、総売上高は三億二千五百九十八万九千六百九十六円で、当期損失額は七百七十六万六千五百七十九円である。この損失は、コロナ禍で梅花関係の売上減少、指定店契約料の納入を取りやめたこと等が主な理由である。

人権擁護推進本部関係

今年度の教区人権学習教材は、視聴覚映像『ここから―東日本大震災から十年―』を制作、全寺院にDVD配布した。来春は震災から十三回忌となるが、檀信徒にも視聴いただき、末長い映像の活用を期待している。

三禅師の茶毘式は九月十四日、独住第二十六世・石附周行禅師の晋山式は十月十一日に延期、法定聚会も縮約し挙行することとなった。

企画委員会内の組織機構改革に関する専門部会から、報告書が提出、提言は以下の三点である。

一、今後の宗門の歳出削減や機構改革に伴い、業務や事業の最適化を図り整理するには、現状の業務や事業を細分化し、目的、目標を設定、客観的な基準や指標で成果を評価し検証する枠組み「事業管理制度」を設ける。

二、組織の現状を把握、安定した業務運営の継続のため、問題や課題の特定、方針や目標の設定を行い、その手段により業務や事業の整理、見直し、組織機構の再構築に取り組みするための組織横断的な部署設置。

三、組織横断的な部署は、宗務庁役職員及び宗議会議員などに取り組み内容を説明し、十分な準備を行った上での設置が望ましい。

『曹洞禅ネット』が本年四月一日にリニューアルされた。

七月から寺院専用サイトに寺院の行事や広報したい情報を登録すると、『曹洞禅ネット』のトップページに当該情報を掲示するサービスを導入予定である。また、寺院活性化のための活動事例を同サービス内にて募集しており、各寺院の参考にしていただきたい。

人権擁護推進本部関係

今年度の教区人権学習教材は、視聴覚映像『ここから―東日本大震災から十年―』を制作、全寺院にDVD配布した。来春は震災から十三回忌となるが、檀信徒にも視聴いただき、末長い映像の活用を期待している。

総括質問



有道会代表

鈴木 祐孝

質問（一）今内局の成果

総長は就任時、「竿頭の先に未来をひらく」とスローガンを掲げられた。三年九か月を経過した今日、「先の未来」をどう開いたのか、その成果を示していただきたい。また、うまくいかなかった点も示していただきたい。

質問（二）の答弁

主な施策は、宗制の整備、宗務庁の組織機構改革、過疎地寺院の振興対策、財政の縮小・健全化を取り上げてきた。コロナ禍ではあったが全体として概ね評価に値すると存ずる。また、これらの施策は単独ではなく、各施策が歯車として組み合うことで初めて円滑な宗務行政を成し遂げることができるので、この施策が満足、物足りないという発言は控えたい。

質問（二）組織機構改革に関する専門部会提言

提言二の組織横断的な部署設置は、その一の通り、歳出削減はまず財政部が精査、調査し各部の業務見直し、新規項目の事業等の精査が先と思慮するが、如何か。

不公平ではないか。

質問（四）の答弁

給付型の修証義公布百周年記念育英会奨学金が、新入学生のみから在学生にも門戸を開いており、研究員志願者も、育英会から貸与を受けようとする学生も、今後は修証義公布百周年記念育英会奨学金への応募が可能となった。また、研究員は、昨年度新規採用を行わなかったが、特に問い合わせがないため、本年度も同様とした。

質問（五）曹洞宗檀信徒会館

昨年度は赤字だが、現在の剰余金は約九億五千万円あるので、無借金経営していけるという認識でよいのか。

質問（五）の答弁

剰余金とは、檀信徒会館の発足以来積み上げてきた利益の合計であり、無借金で経営していけるかは、流動比率を見て判断すべきと思慮する。

質問（六）宗務所補助費

教化センター費として、一億三千七百万円ほど計上されており、九管区で割ると約千五百万円となる。

この半額を宗務所へ一律十一万円を上乗せして、宗務所補助費を増額しては如何か。将来的に、各宗務所に補助金ではなく予算を確保し、宗

務庁の権限を徐々に移行しては如何か。先に予算を付け、業務を任せるとは、宗務庁各機関の整理統合であり、重複しかなない業務見直しの一歩と思慮する。

質問（六）の答弁

宗務庁業務を宗務所に任せるとは、組織機構改革のひとつとして検討してみたい。予算化には、宗務庁が宗務所すべての事業内容を把握しなければならず、現状は難しい。

質問（七）資源台帳

資源台帳の基になっている数字は、どこから取り寄せているのか。

質問（七）の答弁

資源台帳は、級階査定のために行われる寺院財産申告調査の申告内容に基づき、更新が行われている。その際、寺院が所有する全ての土地は、市区町村発行の名寄帳や非課税証明書等の公的な証憑類を添付いただき、その内容に照らし合わせてうえで台帳の更新を行っている。

質問（八）教師分限規程

本員が第百三十五回通常宗議会で質問した教師分限規程の、安居証明書の無効について、教師検定会の判断、決定は多数決によるのか。また、教師補任申請書の却

下について「宗制、堂則の正しい運用を伴っていないことが伺える」との答弁であったが、正しい運用者たる堂長に直接確認した結果なのか。さらに、決裁印の欄に総長の押印と専決とがあるが、この差はどう理解すれば良いのか。

質問（八）の答弁

内局が教師検定会の委員を行うことから、全員一致が基本で、少数の反対意見があった場合は、審議事項の差し戻しとなることは他の案件と同様である。

また、不法行為の事実があったにも関わらず安居証明書を交付した事実に着目すると、少なくとも本件に限っては宗制や堂則を正しく運用していなかったと判断するに至ったもので、当時の僧堂長から確認した結果ではない。

総長印の有無だが、曹洞宗宗務庁文書及び公印規程第十六条に『起案文書は、主務課の係長、課長及び部長の順に回議し、宗務総長の決裁を受けなければならない。ただし、別に定める専決事項についてはこの限りでない』とある。「別に定める専決事項」については内規があり、これを根拠に宗務総長による決裁は省略されている。

えている施策の計画年数ほど位なのか。

人口減少の最も厳しい地域に振興を、ということは理解できるが、ならば具体的施策を一日も早く策定し実施することが肝要と思慮する。対策室の今をお聞きしたい。

質問（九）の答弁

過疎地域とは「過疎地域自立促進特別措置法」で指定された地域のことを指し、宗門も同法指定地域であると認識している。

対策室では、檀信徒との密な連絡の重要性を念頭に置き、寺院運営に関するオンライン講演会を十回実施、一定の評価をいただいた。

具体的施策の実現には長期的計画が必要で、積極的な情報発信で、まずは寺院を取り巻く諸問題に対する危機意識の涵養を目指している。

さらに、長期計画の検討にあたり必要な各種分析を行い、その一つとして、全国より提供いただいた無住職状態寺院に関する分析結果を今秋には宗内に公開したい。

質問（十）宗制調査室

以前の総長演説で「宗門が行う宗務その他の事務において、社会情勢の変化に適性かつ合理的に対応した曹洞宗宗制の再構築を志向し、『宗制

調査室』を総務部に新設」と述べられた。

支出理由には「宗務、その他の事務が適正かつ合理的となることを目指す」とあるが、設置理由には、宗務、その他の事務において「宗制の再構築を志向する」とあるが、両者の文脈はやや異なるのではないか。

宗制の変更は何の目的で、誰のためにやるのが明確に示されなければならない。それは、各寺院の福祉向上、発展のためにという意味を見出せないからである。支出理由、設置理由からでは、そのためでない宗制調査室の目指すものは、相容れないのではないか。

宗務その他の事務が適正かつ合理的となることを目指すことは、その事務をとる職員のためと思われても仕方がないのではないか。

質問（十）の答弁

曹洞宗宗制調査室の設置に関する規程」第一条には、「期限を付して宗務庁に曹洞宗宗制調査室を設置し、宗務その他の事務が適正かつ合理的となることを目指して曹洞宗の現行宗制の整備を図ることを目的とする」と明記している。したがって、私の施政方針を基に、具体的に定めたものがこの規程である。その方針と当調査室の設置目的からは外れていないと認識している。

次に、宗制の変更は誰のために、何のために行うのかとの質問だが、事務の適正かつ合理化を図ることは、結果、宗務又は事務を行う者にとって、与えられた事務をより公正かつ速やかに行えるので、寺院、僧侶、寺族にとって、そのサービスとしての対価につ

いて、よりよく享受できることに繋がる。また、その事務の合理化から生じた余剰を別の業務に当てることのできるため、人件費の効率化が図れ、その点から、職員のための変更案ではないかという指摘は、当たっているかもしれない。

通告質問 有道会議員（要旨）

松本 宏思



僧侶分限規程（昇等補任）

すでに教師補任されている者が僧堂安居をしても昇等補任の要件とならない。そこで、その道念に報いるような項目を加えては如何か。

答弁…教学部長

早い機会に規程変更を検討したい。

河村 康秀

答弁…総務部長

普通懲戒の対象となるものは、僧侶は法階、僧階であり、寺族は寺族代表と、いずれも宗教上の地位に関するものである。

檀信徒に対する普通懲戒は検討の余地はあるが、その場合の処分基準は、憲法の保障する信教の自由との関係上、合理的かつ明確な基準を設けなければならず、十分配慮の上、検討課題としたい。

責任役員の職に留まり続ける一人の信教の自由を保障することが、当該寺院の数十、数百の檀信徒の信教の自由を奪うことに繋がると思慮する。

武山 正廣



特定代務者の禁止行為

住職が急逝し特定代務者が任命された状況で、財産処分手続き未承認の土地があったが、財産処分承認申請書を提出できずにいる。特定代務者の禁止行為から除外できないか。過疎地寺院の経費負担の軽減を宗制に謳いながら、申請救済措置をとれないか、併せて伺いたい。

また、特定代務者の禁止行為の見直し、さらに無住職寺

院も含め、未承認、未回答解消に繋がる方策について伺いたい。

答弁…財政部長

未承認財産の解消は、特定代務者の寺院については、寺院規程第十七条により、できる行為が制限されている。また、無住寺院も住職が就任するまで手続きが滞ることから、未承認財産の登録が長期化する傾向がある。財政部としては、未回答未承認財産の解消策や宗費負担軽減について、財政審議会にも諮問し検討したい。

答弁…総務部長

特定代務者は緊急措置的な制度のため、行為には制限があると思慮する。また、就任から三年以内に後任住職の選定手続きをするよう規定されている。このことから、現行では後任住職が就任後に申請が可能となる。そもそも、財産処分申請はその処分行為の前に行うものである。

文書質問

回答は所管部長名

小島 宗彦

梅花流詠讃歌

全国大会を隔年開催とする意図を説明いただきたい。活動状況について、高齢化率や、実際に活動ができているのか等の現状をどの程度把握しているのか。

握しているのか。

「講員除籍申請」のお願いを『曹洞宗報』や宗務所を通して照会し、正確な講員数を把握する。また、活動実態調査・アンケート等を行い、活性化策の方向性を見極めることが必要と思慮するが、見解をお聞きたい。

回答…近年の梅花大会は締切までに予定人数に届かない現状であり、各講の活動状況を考慮し、まず隔年開催を実施して段階的に検証してまいりたい。

現状把握は台帳の重複登録を整理するために、宗務所に確認、二重登録の解消を行った。また、講長不在の梅花講に対して「講長登録替申請書」提出を依頼している。「講員除籍申請」提出についても検討し、講員台帳の正確性を高めてまいりたい。

金岡 潔宗

僧堂設置認可申請可否判断と僧堂運営に係る予算

再認可後は寺院会計と僧堂会計を区別することが宗制で定められたことから、歳入歳出に関する雛型に基づいた予算案の提出が要請されているが、これが可否判断になったと解釈してよいのか。

また、僧堂運営寺院から僧堂会計への補助金額が違うのは致し方ないと思慮するが、僧堂で様々な格差が生まれる

のではない。

回答…宗務庁作成の統一形式の予算書で、項目を統一し経費支弁方法を確認する主旨のもので、この予算案は可否判断の一つである。

また、僧堂設置寺院によって補助額が違うのは当然と思慮するが、僧堂設置認可申請の安居僧収容予定員数に記載の掛搭僧を受け入れ、員数に応じた指導者を配置できる経済的補助が可能とみることができ、僧堂間で掛搭僧に対する経済的格差は大きく広がらないと思慮する。

視学費

昨年度の視学員会議費が支出されていない。昨年は僧堂設置認可申請の可否判断がなされた。判断には視学員の報告等の会議が開催されたと思慮するが、所見をお聞きたい。

回答…報告会は緊急事態宣言発令中のため、オンライン開催となったので、会議費の支出はなかった。

コロナ禍の全国寺院調査

各寺院がコロナ禍で檀信徒教化をどのようにしているのかを、早急に宗務所や教区単位で調査し、結果を公表して全国寺院の参考にすべきではないか。

回答…現状は予定していない。しかし、『曹洞宗報』での一般社団法人良いお寺

研究会代表理事の鶴飼秀徳氏の寄稿や、(株)大和証券佐藤泰之氏の寄稿などは、各寺院が参考になる点があるかと思慮する。

砂越 隆侃

海外寺院・僧堂

将来、海外僧堂と両大本山、専門僧堂安居者同志の交換制度の設置が可能か。また、海外僧堂の認可を検討いただきたい。さらに邦人が海外（例えばフランス国）に寺院を設立する場合の手続きをお聞きたい。

回答…平成十七年度から「行学」の一環で、掛搭僧が国外の特別寺院や禅センターで研鑽できる制度がある。反対に、国外からの外国籍僧侶を国内の僧堂に迎えることは、現在体制が整っていないが、宗立専門僧堂では三カ月以内の掛搭僧を受け入れている。それ以外での受け入れの場合は、体制作りが必要になると思慮する。

現在、僧堂生活に近い生活を送っている寺院や禅センターが点在していることは承知している。しかし、それらを即「専門僧堂」として認可できるかというところが様々な障壁があると思慮する。例えば、文化的背景や生活習慣が異なる地域

で、現行の規程がどこまで適用できるかなどの疑問が残る。今後の検討課題としていただきたい。

フランスの場合、宗教法人にあたる文化団体設立には、その法人の「理事長・財務担当・書記」の三名をフランス居住者から選出する。そして、活動内容を示した定款を作成、理事会のメンバー表と併せて、所管の警視庁に提出、認可が下りれば設立完了となる。なお、文化団体のメンバーはパリ市内の場合、最低約二十五人が条件である。

木村 光俊

教化施策

日本の人口は減少に向かっており、国家規模の維持発展を望むなら、海外からの移住者受け入れは選択肢の一つとなる。様々なバックボーンを持った方々が、心の拠りどころとして曹洞宗に関心を持つた時、どのように対応するか。指針となる既刊物は存在するのか、どこで入手できるのか、宗務所にも備えているのか、示していただきたい。

また、北米で国際布教百周年記念授戒、慶讃法要が行われる。北米のみならず、様々な先達諸老師の苦勞の上に成り立つと存ずる。また現在も百名以上の宗門人が海外で活

躍しており、ぜひ布教の教訓、経験もフィードバックしていただきたい。

回答・来日外国人を対象に、英語で教義・宗旨や坐禅作法を解説したリーフレット四種類と冊子四種類を作成した。そのうちの「Sound of Zen」というリーフレットは現在、八カ国の言語で作成している。コロナ禍では「Zazen Under New Normal」を新たに作成、六カ国語で配布している。また、多言語サイト「SOTOZEN.COM」では、曹洞禅の概要や寺院を紹介している。このウェブサイトは九言語、八カ国語に対応している。

海外での布教経験のフィードバックは、既に日本国外で布教教化活動に従事した方々が、安居者の指導に当たっている。また、総研には国際布教師経験のある常任研究員が在籍し、研修生の指導を担い、後進の育成に当たっている。

現在も複数の専門僧堂に外国籍の僧侶が安居しており、僧堂教育の場で国際的な交流による一層の相互理解が促進され、将来的に宗門の国際布教の更なる活性化に繋がるものと思慮する。

会議と日程

【第一日目】 六月二十七日

成立に関する集会
管長就任式
開会式、開会
常任委員選挙（別掲）
宗務総長演説
第百三十八回通常宗議会
第三特別委員会委員長報告
同案件可決承認

【第二日目】 六月二十八日
人権学習
総括質問
永平寺系：鈴木祐孝議員（別掲）
總持寺系：清泉文英議員
特別委員会設置（別掲）
委員会付託
各委員会審議

【第三日目】 六月二十九日
各委員会審議
通告質問

【第四日目】 六月三十日
各委員会審議
通告質問

予算委員長報告
同案件可決承認
第一決算委員長報告
同案件可決承認
第二特別委員長報告
同案件可決承認
第三特別委員長報告
同案件可決承認
【第五日目】 七月一日

第四特別委員長報告
同案件可決承認
請願委員長報告
同案件可決承認
参事会員選挙
曹洞宗宗務監査委員会委員選挙
懲罰委員長報告、閉会

常任・特別委員会

（議 長）三吉 由之
（副議長）村松 延行
☆運営委員会

（長）森 元亨 （主）圓通 良樹
（主）嶽盛 和三 戸田 光隆
奥村 孝善

☆第一決算委員会

深川 典雄 石川 順之
（長）藏山 大顕 砂越 隆侃
（主）福田 光昭 渡部 卓史
坂本 泰俊 （主）増坂 澄俊
甘蔗 英司

☆第二決算委員会

釜田 隆文 須田 孝英
喜美優部謙史 伊藤 弘隆
（長）池田 大智 清泉 文英
（主）押川 伸生 （主）岩本 一典
木村 光俊

☆予算委員会

中村 見自 小島 恭道
（長）名村 直高 横井 真之
（主）近藤 龍法 武山 正廣
（主）田中 清元 （主）松本 宏思
乙川 良介 （主）松浦 徹應
平岩 浩文

☆請願委員会

（主）来馬 宗憲 （主）片山 昌佳
（長）川村 能人 石附 正賢
小島 宗彦

☆超懲罰委員会

（主）山路 純正 金子 清学

倉内 泰雄 （主）鈴木 祐孝
（長）大坂 恵司

☆第一特別委員会

（長）龍谷 顯孝 （主）平井 正道
服部 直哉 阿部 光裕
（主）荒井 裕明

☆第二特別委員会

（長）松原 道一 山本 健善
結城 俊道 （主）石附 正賢
（主）金岡 潔宗

☆第三特別委員会

高橋 英寛 （主）倉内 泰雄
（長）吉村 明仁 高橋 英悟
（主）國安 大智

☆第四特別委員会

（主）五十嵐靖雄 神野 哲州
岡 芳雄 （主）河村 康秀
（長）佐藤 清廉
（敬称略 太字は有道会）
（長は委員長（主は主査

広報部会

武山 正廣 川村 能人
松本 宏思 松浦 徹應
國安 大智 木村 光俊
小島 宗彦

有道会事務局

〒105-0014 東京都港区芝2-15-20
TEL〇三-三四五四-五四七五
FAX〇三-三四五四-五四七七
田中ビル二階

有道会ホームページアドレス
<https://www.yudokai.net>

第三十六回有道会大会

令和四年十一月二十八日
（二十九日

宗憲・宗制の変更と廃止

- 曹洞宗宗憲中一部変更
- 宗教法人「曹洞宗」規則中一部変更
- 曹洞宗規則制定
- ・曹洞宗各種審議会規程制定
- ・曹洞宗級階査定委員会規程制定
- ・曹洞宗出版事業運営委員会規程制定
- 曹洞宗規程中一部変更
- ・曹洞宗懲戒規程中一部変更
- ・曹洞宗教師分限規程中一部変更
- ・曹洞宗教育規程中一部変更
- ・曹洞宗財務規程中一部変更
- 曹洞宗規程及び細則廃止
- ・曹洞宗申請書類及び登録印鑑の取扱いの特例措置に関する規程を廃止する規程制定
- ・曹洞宗の各種審議会の規程を廃止する規程
- ・曹洞宗・寺院福祉・教学・財政・教化・社会教化・国際布教・梅花講・総合特別・人権擁護の各審議会規程を一括廃止
- ・曹洞宗宗立専修道場細則を廃止する細則制定
- ・曹洞宗出版議会規程を廃止する規則
- ・ソートービル運営委員会規程を廃止する規程
- ・曹洞宗企画委員会規程を廃止する規程
- ・曹洞宗教団将来像構想特別委員会規程を廃止する規程
- ・曹洞宗情報保護規程を廃止する規程
- 曹洞宗規程及び細則中一部変更
- ・曹洞宗寺院規程中一部変更
- ・曹洞宗選挙規程中一部変更
- ・曹洞宗宗議会議程中一部変更
- ・曹洞宗宗務監査委員会規程中一部変更
- ・曹洞宗宗務所規程中一部変更
- ・曹洞宗護持会規程中一部変更
- ・曹洞宗災害復興対策資金貸付規程中一部変更
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による福祉資金貸付規程中一部変更
- ・曹洞宗寺院本堂新築助援金規程中一部変更
- ・曹洞宗寺院後継者相談所規程中一部変更
- ・曹洞宗財務規程中一部変更
- ・曹洞宗宗務所調査会及び教区調査会細則中一部変更
- ・曹洞宗不動産（建物）償却引当積立金及び不動産取得運用基金の取扱いに関する細則中一部変更
- ・曹洞宗国際センター規程中一部変更
- ・曹洞宗梅花講規程中一部変更
- ・曹洞宗宗制公布及び公示規程中一部変更
- ・曹洞宗役職員旅費規程中一部変更
- ・曹洞宗両大本山護持委員会規程中一部変更
- ・曹洞宗宗務庁組織及び事務分掌規程中一部変更
- ・曹洞宗宗務庁文書及び公印規程中一部変更
- ・曹洞宗檀信徒会館事業本部運営規程中一部変更
- ・曹洞宗檀信徒会館運営本部運営規程中一部変更



令和3年度 曹洞宗一般会計歳入歳出決算

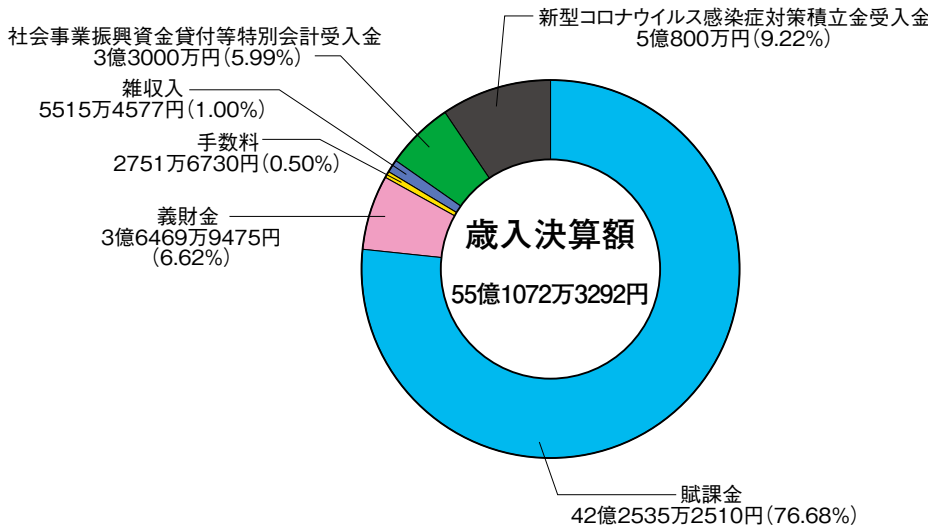
歳入決算額	55 億 1072 万 3292 円
歳出決算額	50 億 1069 万 7738 円
(内訳)	
經常部歳出決算額	42 億 6472 万 8092 円
臨時部歳出決算額	7 億 4596 万 9646 円
歳入歳出差引残額	5 億 2 万 5554 円
	(令和4年度準備資金に編入)

○一般会計 歳入 決算額 55 億 1072 万 3292 円 (内訳)

1 款 - 賦課金	42 億 2535 万 2510 円
2 款 - 義財金	3 億 6469 万 9475 円
3 款 - 手数料	2751 万 6730 円
4 款 - 雑収入	5515 万 4577 円
5 款 - 社会事業振興資金貸付等特別会計受入金	3 億 3000 万円
6 款 - 新型コロナウイルス感染症対策積立金受入金	5 億 800 万円
7 款 - 準備資金受入金	0 円
8 款 - 借入金	0 円

○一般会計 歳出經常部 決算額 50 億 1069 万 7738 円 (内訳)

1 款 - 兩大本山費	3720 万円
2 款 - 宗務管理費	16 億 5287 万 8502 円
3 款 - 宗費完納奨励金	6 億 2787 万 3748 円
4 款 - 分担金	1256 万 6080 円
5 款 - 会議費	5145 万 4723 円
6 款 - 企画費	2359 万 1310 円
7 款 - 人権擁護推進本部費	1672 万 883 円
8 款 - 検定会費	324 万 7195 円
9 款 - 布教教化費	2 億 1362 万 314 円
10 款 - 補助費	8742 万 4101 円
11 款 - 教育費	1 億 6209 万 2395 円
12 款 - 指導養成費	2062 万 8539 円
13 款 - 交付品費	884 万 185 円
14 款 - 伝道教化資料費	584 万 6892 円
15 款 - 出版費	8904 万 6192 円
16 款 - 調査費	856 万 4867 円
17 款 - 選挙費	807 万 292 円



18 款 - 指導相談費	3 万 857 円
19 款 - 年金	1 億 5670 万 5439 円
20 款 - 審事院費	482 万 5578 円
21 款 - 特別会計繰入金	10 億 7350 万円
22 款 - 予備費	0 円

○一般会計 歳出臨時部 決算額 7 億 4596 万 9646 円 (内訳)

1 款 - 管長就任式費	380 万 128 円
2 款 - 大本山永平寺貫首晋山式祝賀	1500 万円
3 款 - 大本山永平寺貫首晋山式法定聚会旅費	595 万 5720 円
4 款 - 新型コロナウイルス感染症特別支援金	5 億 616 万 8000 円
5 款 - 国際協力機構債券購入費	1 億円
6 款 - 梅花流講習動画制作費	412 万 5805 円
7 款 - サステナブル禅アリーナ開催費	61 万 283 円
8 款 - 世田谷学園特別支援金	1000 万円
9 款 - 全国宗務所長会特別活動支援金	200 万円
10 款 - SDGs 推進事業費	982 万 5208 円
11 款 - 過疎地寺院振興対策室費	12 万 2119 円
12 款 - 曹洞宗宗制調査室費	116 万 1600 円
13 款 - 大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禅师 700 回大遠忌香資	6000 万円
14 款 - 大本山永平寺前貫首茶毘式香資	1500 万円
15 款 - 大本山永平寺前貫首茶毘式法定聚会旅費	1220 万 783 円

○特別会計 歳入歳出決算

僧侶共済	40 億 3219 万 6460 円
寺院建物共済	39 億 816 万 7790 円
育英資金	5 億 9398 万 9528 円
社会事業振興資金貸付等	3 億 3336 万 8268 円
宗護持会	8848 万 4694 円
不動産 (建物) 償却引当積立金及び不動産取得運用基金	29 億 488 万 8683 円
修証義公布百周年記念育英基金	11 億 8616 万 1231 円
災害対策	9 億 5233 万 5241 円
図書印刷物等刊行	8 億 7702 万 3743 円
檀信徒会館	10 億 8347 万 5813 円

○準備資金収支決算額 36 億 9740 万 1266 円

収入決算額	37 億 9740 万 1266 円
支出決算額	1 億円

